

3月31日まで
実施します

がんばれ花巻！対象店舗で最大20%が戻ってくる キャンペーンを利用しながら地域のお店を応援！



地域のお店を応援するため、市内対象店舗でキャッシュレスQRコード決済サービス「PayPay(ペイペイ)」で決済(*)した場合に、支払額の最大20%のPayPayボーナス(ポイント)を付与するキャンペーンを3月1日から実施します。

*PayPay残高、PayPayカード、ヤフーカード、PayPay後払い(一括)による決済が対象です

■期間 3月1日(火)[午前0時]~31日(木)[午後11時59分]

■内容 キャンペーン期間中、PayPayで支払うと、決済金額の最大20%のPayPayボーナス(ポイント)が付与されます。

※PayPay 1 アカウントにつき1 決済当たりの付与上限は4,000円相当(例:10,000円分の買い物で2,000円分のPayPayボーナスを付与)、期間中の付与合計上限は15,000円相当

■PayPayボーナス付与

ポイントは、支払日の翌日から30日後に付与され、PayPay加盟店舗での代金の支払いに使用できます。

■お客様相談窓口

○PayPayお客様相談窓口…毎日、24時間、☎0120-990-634

○ソフトバンク花巻桜台店(予約制)…午前10時~午後7時、☎21-3231

PayPayアプリ操作方法説明会

■日時 3月3日(木)、午前11時~午後6時

■場所 イトーヨーカドー花巻店(フードコート)

*利用できる対象店舗は、市ホームページで紹介しています



【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3534)



3月1日~7日は春季全国火災予防運動週間 『おうち時間 家族で点検 火の始末』

春は空気が非常に乾燥するため、ちょっとした不注意から火災が発生しやすくなります。

「自分は大丈夫」「毎年やっているから大丈夫」などの油断により、たき火や枯草焼きから林野火災、建物火災に延焼拡大することがあります。

屋外で火を取り扱う場合のキーワード「み・か・た・は・確認」を徹底しましょう。

屋外で火を扱う際のキーワード

「み・か・た・は・確認」

「み」…水を準備する

「か」…風の強い日は行わない

「た」…たくさん燃やさない

「は」…離れない

「確認」…消火の確認



【問い合わせ】消防本部予防課(☎22-6123)

令和3年の火災発生概要(花巻管内)

区分	令和3年	前年比
火災発生件数	32件	-11件
建物火災	20件	+2件
林野火災	2件	-5件
車両火災	4件	-3件
その他火災	6件	-5件
死者数	2人	±0人
負傷者数	14人	+11人

令和3年は32件の火災が発生し、前年と比較して11件減少しました。火災による負傷者は前年より11人多い14人となっています。

大切な家族、大切な財産を火災から守るためには、早い発見、早い通報、早い避難がとても重要です。そのため、住宅用火災警報器を設置しましょう。住宅用火災警報器は、古くなると正常に火災を感知しなくなる恐れがありますので定期的に点検しましょう。

1イベント
上限20万円

イベント中止などに伴う準備経費 支援金を支給しています



市では、感染症拡大防止策として実施した市施設の休館や利用制限に伴い、中止・延期したイベントの準備経費を支援しています。

■対象 次の要件を全て満たす人

▶市施設の休館や利用制限に伴い、市施設で実施を予定していたイベント(1月24日~3月31日)を中止・延期した人▶当該イベントの準備に要した経費がある人

※国・県・市が構成団体となっている場合や、国・県・市から補助金・負担金などの交付を受けている場合は対象外

■補助対象経費 広告宣伝費、会場使用料、印刷費、郵便料、物品購入費など

※各種団体の助成金などを除く。中止などにより支

払われる保険金や今後のイベントで利用できるものの費用を差し引いた額が対象

■補助上限額 1イベント当たり20万円

■補助対象期間 1月24日(月)~3月31日(木)のうち市施設の利用制限期間

■申請期限 3月28日(月)

*申請方法などは、市ホームページに掲載しています



【問い合わせ・申請】本館観光課(☎025-8601 花城町9-30 ☎41-3542)

市では、国が行う「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給対象外となる①所得超過世帯を対象に、給付金を市独自に給付します。さらに、国制度拡充に伴い②離婚世帯を対象に、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

【問い合わせ・申請】新館地域福祉課(☎41-3575)

■対象・支給要件・申請手続き

平成15年4月2日~令和4年3月31日の間に生まれた児童を養育し、次の要件等を満たす人

区分	支給要件	手続き
所得超過世帯(市独自制度)	市から支給される児童手当(特例給付)の受給者 ①令和3年9月分の児童手当(特例給付)を受給した人 ※①と同じ世帯構成員となる平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童(高校生等)がいる場合は対象 ②令和4年3月31日までに出生した児童を養育し、児童手当(特例給付)の受給が見込まれる人	申請不要
	上記以外から支給される児童手当(特例給付)の受給者など ①児童手当(特例給付)を受給している公務員 ②令和3年9月30日時点で平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童(高校生等)を養育し、児童手当(特例給付)の支給要件(*)を満たすと認められる人	申請必要 ①
離婚世帯(国制度拡充)	中学生以下の児童を養育している人 令和3年8月31日より後に離婚し、令和4年2月28日時点で中学生以下の児童を養育している人	申請必要 ②
	高校生などの児童を養育している人 令和3年9月30日より後に離婚し、令和4年2月28日時点で高校生などを養育している人	申請必要 ③

*児童手当(特例給付)支給要件…市ホームページに掲載している「児童手当所得制限限度額表」を上回る世帯

○申請必要①③の人…新館地域福祉課および市ホームページから入手する申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて新館地域福祉課へ提出

○申請必要②の人…市から送付される申請書の必要事項を記入の上、必要書類を添えて新館地域福祉課へ提出



■給付額

児童1人当たり10万円

※離婚世帯の場合で、元養育者から給付金の一部を受け取っている場合は、給付額から控除

■申請期限

4月28日(木)